

令和8年度

香取市飼い主のいない猫愛護活動届出の受付について

香取市では飼い主のいない猫※1に対し、不妊去勢手術や保護活動等を行っている方の届出の登録を行います。この届出をしている方に対し、公益財団法人どうぶつ基金が発行する「さくらねこ無料不妊手術チケット」を交付することにより、飼い主のいない猫に関わる苦情や殺処分が減少することを目的としています。

※1：特定の飼い主がいない猫であって、市内に生息していると推測される猫をいう。

●届出受付期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

※どうぶつ基金の予算額に達し次第、受付を終了します。

●届出の有効期間

令和9年3月31日まで

●受付場所

香取市役所3階 環境安全課窓口

※支所、郵送での届出不可

●届出の対象者

市内在住又は市内の事業所等に勤務する20歳以上の者であって、動物愛護に対し活動意欲のある方。

●届出の登録

申請用紙をホームページよりダウンロードするか、環境安全課窓口にて受取り、下記の書類を提出してください。

- (1) 香取市飼い主のいない猫愛護活動届出書（第1号様式）
- (2) 官公署等の公的機関が発行した免許証又は身分証明書で顔写真が貼り付けられたものの写し
- (3) 住民票（市内在住の場合）
- (4) 市内の事業所等に勤務していることが確認できる書類又はその写し（市外在住の

場合)

●**注意事項**

- ・届出登録の有効期限は令和9年3月31(水)までとします。令和9年4月1日以降もさくらねこ無料不妊手術チケット交付申請を希望の方は再登録が必要となります。
- ・市内にて飼い主のいない猫による苦情等が発生した場合お声がけする場合がございます。

●**お問い合わせ先**

〒287-8501 香取市佐原口 2127

香取市役所 環境安全課 環境班

TEL:0478(50)1248

FAX:0478(54)1290

Mail:kankyo@city.katori.lg.jp